

## 年金生活者支援給付金制度が開始

年金を含む所得が低い方の生活を支援するために、10月から年金生活者支援給付金制度が始まりました。

受け取りには請求書の提出が必要です。案内や事務手続きは、日本年金機構が実施します。

### ▼対象

- ①②のいずれかに該当する方
- ① 老齢基礎年金を受給している方（次の要件をすべて満たしている方）
  - ・ 65歳以上
  - ・ 同一世帯の全員が市民税非課税
  - ・ 前年の年金収入額とその他の所得額の合計が87万9千3百円以下
- ② 障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方
- ・ 前年所得額が「462万1千円＋扶養親族の数×38万円（※）」以下

（※）同一生計配偶者のうち70歳以上または老人扶養親族の場合は48万円、特定扶養親族または16歳以上19歳未満の扶養親族の場合は63万円

### ▼請求方法

- 平成31年4月1日以前から年金を受給している対象者
- 9月に日本年金機構から送付されたはがき（年金生活者支援給付金請求書）に必要事項を明記し、提出してください。

平成31年4月2日以降に年金を受給し始めた対象者  
年金の請求手続きと合わせて手続きをしてください（条件により対象とならない場合があります）。

詳しい内容は、日本年金機構ホームページをご覧ください。  
<https://www.nenkin.go.jp/service/jukyuu/sonotakyufu/shienkyufukin/20190805.html>

### ▼注意

日本年金機構や厚生労働省から口座番号を聞いたり、手数料などの金銭を求めたりすることはありません。

### 問 年金生活者支援給付金専用ダイヤル

☎057010514092

## パブリックコメントを募集

三木市一般廃棄物（ごみ・生活排水）処理基本計画（案）についての意見や提案を募集します。

### ▼募集期限 10月31日（木）

### ▼計画の公表場所

- ・ 市役所 2階生活環境課
- ・ 市役所 3階情報公開コーナー
- ・ 吉川支所 市民生活課
- ・ 各市立公民館
- ・ 市ホームページ

### ▼提出方法

住所、氏名、電話番号、意見を明記し、次のいずれかの方法で提出してください。

- ・ (市)生活環境課の窓口へ提出
- ・ 市民の声の箱（吉川支所・各市立公民館に設置）に投函
- ・ 郵送
- ・ FAX
- ・ メール（左下のQRコードまたは [publiccomment@city.miki.lg.jp](mailto:publiccomment@city.miki.lg.jp)）

### 問・提出(市)生活環境課

環境政策・消費行政係  
 ☎82119792



▼ホームページはこちら



## 10月からのバス交通の変更

神姫バスおよび神姫ゾーンバスでは、10月から一部の路線で、利用実態などに即したダイヤ改正を実施しました。

そのうち、市が運行を支援している路線バスの主な改正内容は、下表のとおりです。時刻表は、市役所や各市立公民館、市ホームページなどで確認してください。また、消費税増税に伴い、路線バス全線で運賃が改定となりました。

路線名	系統番号	主な改正内容
三木鉄道代替バス	30・31	・ 土日祝の午後2時30分以降の便の集約・減便
別所第1ルート	61	・ 「石野」および「下石野」への運行を取りやめ
別所第2ルート	62	・ 「相野」方面行き最終便を「三木郵便局前」行きに変更
三木別所観光ルート	76・77	・ 「清水」から「三木鉄道記念公園前」に経由地を変更 ・ 左回り（77番系統）の最終便を減便
平井ぶどう園前・恵比須駅ルート	56	・ 一部の便を「平井ぶどう園前」から「細川町公民館」へ延伸（社会実験として1年間運行）
青山・緑が丘循環ルート	51・52	・ 市立公民館などの地域拠点および地域内を運行するルートに変更 ・ 「緑が丘中2丁目」および「青山6丁目」への経由を取りやめ ・ 両系統とも、5便から4便へ減便
吉川第1～第4ルート（よかたんバス）	1～4	・ 各ルート6便から4便へ減便
吉川・口吉川ルート	109	・ 均衡した運行間隔にするなど、一部の便においてダイヤを変更
口吉川・高畑ルート	110	

問(市)交通政策課

特許・実用新案・意匠・商標出願

ナレッジ特許 & 技術士事務所

弁理士・技術士 岩崎吉男

三木市久留美197 TEL 0794-88-8561

http://syouhyou-touroku.jp/

## 介護保険のお知らせ

問(市)介護保険課 保険給付係

### 利用者負担額・支給限度額の変更

消費税増税に伴い、10月から介護保険サービス利用時の利用者負担額が変更となりました。また、1か月に利用できる居宅介護サービスの支給限度額も引き上げられました。

### ▼居宅サービスなどの支給限度基準額の単位数（1カ月当たり）

要介護度	9月まで	10月から	引き上げ額
要支援1	5,003	5,032	29
要支援2	10,473	10,531	58
要介護1	16,692	16,765	73
要介護2	19,616	19,705	89
要介護3	26,931	27,048	117
要介護4	30,806	30,938	132
要介護5	36,065	36,217	152



- 9月30日までに交付した介護保険被保険者証の「区分支給限度基準額」欄に記載の単位数は、左表のとおり読み替えてください。
- 実際の支給限度額は「単位数×10円×事業所が所在する地域加算」となります。

### 65歳になられた方などに、順次、介護保険料の納付書を送付

65歳になると、三木市介護保険の第1号被保険者となり、介護保険料を納付していただくこととなります。なお、しばらくの間は年金からの天引きにならず、納付書で納めていただくこととなります。また、市外から転入した場合や所得の変更を申告した場合なども、年金からの天引きが中止され、しばらくの間は納付書による納付に切り替わります。対象の方には、順次、納付書をお送りしますので、期限までに金融機関などの窓口で納付をお願いします。